求人者のみなさまへ

【有料職業紹介事業に関わる明示事項】

職業安定法第 32 条の 13、第 24 条の 5、第 32 条の 16 第 3 項の規定に基づく「有料職業紹介事業に関わる明示事項」は以下の通りです。

マトリクス・エスディ株式会社
有料職業紹介事業許可番号：40-ユ-010130

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社の取扱業務範囲は全職種です。
取扱地域は全国（国内）です。

手数料に関する事項

①求人受付の際は一切申し受けません。
②就職が決定しましたら、紹介手数料として当該求職者の年間賃金（論理年収）の 35%を申し受けます。

返戻金制度に関する事項

当社は返戻金制度を設けております。
入社日から一定の期間内に、求職者が本人の責めに基づく解雇又は自己都合により退職したときは、求人者より受領した紹介手数料の一部を、下記の通り求人者に返還いたします。

①入社後１ヵ月以内に雇用契約が終了した場合　100%
②入社後１ヵ月超３ヵ月以内に雇用契約が終了した場合　50%
③入社後１ヵ月超６ヵ月以内に雇用契約が終了した場合　10%

但し、紹介予定派遣の場合、派遣先（求職者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合は、この返金制度は適用しません。
また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

求人者情報の取扱に関する事項

求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限ります。

苦情処理に関する事項

苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理することとし、その結果については申出者に通知します。

各種取扱者、責任者

求人者情報・個人情報の取扱者並びに苦情処理の責任者は下記のとおりです。

福　岡　本　社　：　職業紹介責任者　**篠﨑　修**
熊本オフィス：　職業紹介責任者　**前田　賢作**
鹿児島オフィス：　職業紹介責任者　**齋田　真紀**

その他

労働者への賃金については、労働基準法第 24 条の通り、直接労働者にお支払いください。

以上